

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案及び建築基準法施行規則等の一部を改正する省令案に関する主なご意見の概要それに対する国土交通省の考え方について

1. 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令関係

主なご意見の概要	国土交通省の考え方
【新第11条（工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程）について】	
<p>中間検査の特定工程について、1棟の建築物について工程を2以上に分けて施工する場合は2以上に分けた工程のうちいずれか早期のもののみを中間検査の対象とする旨を定めていただきたい。</p>	<p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第11条で規定する工程は、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程としていることから、工程を複数回に分けた場合には、その工程ごとに中間検査を行うこととしています。</p>
<p>中間検査の義務付けの内容が不十分である。2階だけでなく、複数階の床版、はりの配筋を特定工程と指定できるようすべきである。</p>	<p>令第11条で規定する工程は、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程としているが、このほか特定行政庁が地域の実情を考慮した上で別に特定工程を指定することは可能です。</p>
<p>地下2階地上1階の場合、中間検査の義務付けの対象となるのか。</p>	<p>特定行政庁が指定する場合を除き、特定対象とはなりません。</p>
【新第12条（中間検査合格証の交付を受けるまでに施工してはならない工程）】	
<p>中間検査合格後は、速やかに次工程の施工ができるよう、中間検査合格後の合格証交付の迅速性確保に努めていただきたい。</p>	<p>従前の通り速やかに対応すべきものと考えます。</p>
【新第36条の2（構造計算適合性判定の対象となる建築物）】	
<p>分譲・賃貸マンション、ホテル等は、構造種別、規模を問わず、構造計算適合性判定の対象とすべきである。</p>	<p>高度な構造計算を行った建築物については、その規模を問わず、すべて構造計算適合性判定の対象となります。</p>
【新第67条（ボルト結合）】	
<p>国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性を確かめる方法が削除されているが、現行どおり認めていただきたい。</p>	<p>令第36条第2項第1号にまとめて規定しています。</p>
<p>延べ面積が3000㎡、ルート3相当の計</p>	<p>安全性を確保する上で必要な規定を求め</p>

算ではなく、ルート1でも可能としていただきたい。	ているものであることから、令第36条第2項第1号に規定するものに限定するものです。
【新第68条(高力ボルト結合)】	
国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって安全性を確かめる方法が削除されているが、現行どおり認めていただきたい。	令第36条第2項第1号にまとめて規定しています。
1mmを超えるボルト孔の径とする場合、ルート3相当の計算ではなく、ルート1でも可能としていただきたい。	安全性を確保する上で必要な規定を求めているものであることから、令第36条第2項第1号に規定するものに限定するものです。
【新第77条の2(床版の構造)】	
仕様規定中のただし書等が削除されているが、仕様規定だけを満足して建築することを求めているのか。	令第36条第2項第1号にまとめて規定しています。
【新第82条(保有水平耐力計算)】	
令第82条の許容応力度等計算などにおいて、計算方法については、「国土交通大臣が定める方法によって計算すること。」となり、これまで不明確であった計算方法が明確化されるという解釈でよいか。	今回の改正に伴い、構造計算の方法を明確化することとしている。これは規制強化という趣旨ではなく、従来より構造関係技術基準解説書などにおいて記載されていた内容や工学的常識と考えられる計算方法について、告示等で明確化を図るものです。
【新第139条~141・143・144条(60m超の工作物の構造方法に係る大臣認定)】	
最近、大規模な風車が倒壊する事故が発生している。現行の審査だけでは不十分であり、一定規模以上の風車に対して大臣認定を義務付けるべきである。	今回の改正で、高さ60mを超える風車を含む工作物も大臣認定を義務付けるよう措置しています。
【その他】	
不適格部分のない既存建築物を増築し、既存部分も含めて保有水平耐力計算等の構造計算を行う場合、構造計算適合性判定が必要となる。既存部分については、適用される法令の規定が改正されていなければ、構造計算適合性判定は不要とすべきである。	増築を行った場合には、既存部分にも構造上の影響を生じることとなる。したがって、当該建築物の構造安全性を考える上では、既存部分と増築部分を一体として扱い、既存部分も含めて構造計算適合性判定を行うことが妥当です。

<p>大臣認定の構造計算プログラムも大きな問題となったが、しっかりと改善がなされているのか。</p>	<p>社会資本整備審議会建築分科会の中間報告の内容(建築基準法令の規定に適合しない数値の入力を禁止する措置等)に沿って、大臣認定を行うこととしています。</p>
----------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------

2. 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令関係

<p>主なご意見の概要</p>	<p>国土交通省の考え方</p>
<p>改正建築基準法第12条第7項の規定を受けた改正案を規定すべきである。</p>	<p>別途検討の省令改正案において措置する予定です。 (注：2007年6月19日に公布された建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年国土交通省令第66号)において改正したところです。)</p>
<p>現在提出する図書は、正本・副本の2部となっているが、構造計算適合性判定が導入されることを踏まえれば、正本・副本・判定機関用の3部とすべきである。</p>	<p>別途検討の省令改正案において措置する予定です。 (注：2007年6月19日に公布された建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年国土交通省令第66号)において改正したところです。)</p>